

亀山市告示第26号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、亀山市上下水道部下水道課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和5年3月10日

亀山市長 櫻井義之

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和5年3月31日

- 2 下水を排除し、及び処理すべき区域

北町、東御幸町、御幸町、阿野田町、川合町、川崎町、能褒野町及び布気町の一部

- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置

関係図面のとおり

- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

- 5 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称

四日市市楠町北五味塚1085番地の18

北勢沿岸流域下水道南部浄化センター